

「札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会」運営要綱

令和3年（2021年）9月17日制定（建設局長決裁）

令和8年（2026年）4月10日最終改定

（趣旨）

第1条 この要綱は、森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図ることを目的とした「札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という）」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委員会は札幌市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づく附属機関（同条例別表2の「受託者の選定に係る委員会」に該当）として設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 民間事業者選定要領、審査方法及び基準の設定
- (2) 森林経営管理法施行規則第33条1、2項の規定に基づき、民間事業者が提出する企画提案書等の審査及び民間事業者の選定
- (3) 事業者の実績評価の認定
- (4) 過去5年の札幌市における経営管理実施権配分計画における、トラブルや事故の発生、不適切な森林整備、虚偽の報告等（以下「トラブル等」という）の実績の認定
- (5) その他、森林経営管理制度の運用に関して、札幌市が意見を求めた事項に係る助言や認定等

（委員）

第3条 委員会は、3名の内部委員と2名の外部委員をもって構成する。

2 内部委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 建設局みどりの推進部みどりの管理担当部長
- (2) 建設局みどりの推進部みどりの管理課みどりの活用担当課長
- (3) 建設局みどりの推進部みどりの管理課森林計画担当係長

3 外部委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 北海道石狩振興局職員
- (2) 有識者

4 外部委員は、市長が委嘱する。

5 委員長は、建設局みどりの推進部みどりの管理担当部長をもって充てる。

- (1) 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- (2) 委員長が欠席のときは、その職務を建設局みどりの推進部みどりの管理課みどりの活用担当課長が代理する。

（外部委員の任期）

第4条 外部委員の任期は委嘱のあった日から3年間とする。

(1) 委員は、その任期中の任務の継続が困難となった場合等は、辞退することができる。

(2) 前項の場合、当該委員は市長に通知する。

2 委員に欠員が生じた場合、市長は補欠の委員を任命又は委嘱できるものとし、補欠委員の任期は委嘱のあった日から3年間とする。

（運営）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会を開くためには委員の2分の1以上の出席が必要である。また、委員長もしくはその代理の出席、かつ外部委員の1名以上の出席がなければ委員会を開くことができない。た

だし、第9条1項における標準タイプの民間事業者選定要領、審査方法及び基準に基づく業者の選定を行う場合、もしくは審査方法及び基準で定めるくじびきを行う場合は、内部委員3名の出席によって委員会を開くことができる。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、非公開とする。

(委員以外の委員会への出席)

第6条 委員長は必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させて、意見や説明等を求めることができる。

- 2 前条2項のただし書きの場合、立会人として建設局みどりの推進部みどりの推進課事務係の職員1名を委員会に出席させなくてはならない。
- 3 くじびきを実施するときは、その対象となる民間事業者が委員会に参加することができる。
- 4 民間事業者選定要領、審査方法及び基準に記載があるときは、企画提案書を提出した民間事業者を委員会に参加させ、企画提案について説明等をさせることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び委員以外で委員会に出席した者は、選定の過程において知り得た秘密を公表してはならない。ただし、札幌市が公表した情報及び委員会が公表した情報に係るものについては、この限りでない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設局みどりの推進部みどりの管理課とする。

(民間事業者選定要領、審査方法及び基準)

第9条 委員会は、運用指針で示す標準タイプの民間事業者選定要領、審査方法及び基準を定め、または改定する。

- 2 運用指針で示す特殊タイプの、民間事業者選定要領、審査方法及び基準を個別に作成するよう事務局から提案があった場合は、委員会が個別にこれを定める。

(実績の認定)

第10条 委員会は、事務局の提案があった場合は、実績の評価や、過去5年の札幌市における経営管理実施権配分計画におけるトラブル等の実績を認定する。

- 2 前項の評価基準およびトラブル等の認定基準については、別に事務局が定め、公表する。

(外部委員報酬)

第11条 外部委員に対する委員の報酬は委員会1回につき12,500円とする。ただし、報酬の受領に別途定めのある場合はこの限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)1月30日から施行する。